

石川県公報

平成27年11月20日
第12853号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の名称の変更の届出 (同)	1	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の名称の変更の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課)	3
		○警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による石川県公安委員会が認める交通誘導警備業務	3

告 示

石川県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ石同新町薬局	白山市石同新町270番地	平成27年11月1日
加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町91番地	〃

石川県告示第531号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ石同新町薬局	白山市石同新町270番地	平成27年11月1日
加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町91番地	〃

石川県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から、次のとおり施術者の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称		所 在 地	変更年月日
物 應 明	新	モツオ整骨院	珠洲市宝立町金峰寺末字30-1	平成27年11月1日
	旧	物応整骨院		

石川県告示第533号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称		所 在 地	変更年月日
物 應 明	新	モツオ整骨院	珠洲市宝立町金峰寺末字30-1	平成27年11月1日
	旧	物応整骨院		

石川県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
嶋 裕一	金沢市三馬1丁目311	嶋医院	白山市中町32番地	平成27年 8月1日

石川県告示第535号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
嶋 裕一	金沢市三馬1丁目311	嶋医院	白山市中町32番地	平成27年 8月1日

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
橋 爪 清 盛	県内全域	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉医療センター

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		変更年月日
	新	旧	
安 部 俊 男	小松市沖周辺土地区画整理事業 地内仮地番5街区30号 医療法人 社団愛康会 小松ソフィア病院 小松市瀬領町丁1番地2 社会 福祉法人石川整肢学園 小松こ ども医療福祉センター	小松市沖周辺土地区画整理事業 地内仮地番5街区30号 医療法人 社団愛康会 小松ソフィア病 院	平成27年11月1日
亀 田 正 二	〃	〃	〃
竹 越 快	〃	〃	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第139号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、道路又は交通の状況により、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成28年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による石川県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成18年石川県公安委員会告示第111号）は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成27年11月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

路 線	区 間
1 国道8号	石川県の全域
2 国道157号	石川県の全域
3 国道159号	石川県の全域
4 国道305号	石川県の全域
5 国道359号	石川県の全域
6 主要地方道松任宇ノ気線	石川県の全域
7 主要地方道金沢小松線	石川県の全域
8 主要地方道金沢美川小松線	石川県の全域
9 主要地方道山中伊切線	石川県の全域
10 一般県道森本津幡線	石川県の全域

